

“ 小型武器よさらば ” NGO 国際会議 in TOKYO

共同議長声明

2005年5月8日

1. 小型武器の蔓延と不法な使用は、直接的にも、間接的にも、破壊的結果を招くグローバルレベルの重大問題である。直接的には、小型武器は、推定、毎年世界で50万人の死者を出している。これは、1分間に一人という割合だ。さらに、間接的に、何百万人という不幸な人々を生み出す。小型武器の不法な使用がもとで、死亡したり、障害を持つようになったり、あるいは難民になったり、貧困化する人々だ。
2. 幸いにも日本社会では小型武器問題は深刻化していないが、このため、とかく問題に強い関心を抱かない傾向があるようであってはならない。日本は被害国、被害地域の市民社会と連携し、この問題の解決に重要な役割を担うことができる。
3. この点を確認するため、“ 小型武器よさらば ” NGO 国際会議 in TOKYO が2005年5月7日と8日、上智大学(東京都千代田区)において開催された。会議は、特定非営利活動法人 難民を助ける会が主催し、猪口邦子上智大学教授と柳瀬房子難民を助ける会理事長が共同議長を務めた。この会議にはアンゴラ、アルゼンチン、日本、フィリピン、南アフリカ、スイス、ウガンダ、イギリスの8カ国から NGO 関係者、政府開発援助プロジェクト関係者、学者、研究者、ジャーナリストが招かれ、また二日間でのべ600人を越える一般参加者が出席した。会議では「私たちに何ができるか：NGOの役割」というテーマのもと、小型武器問題の現状と課題について活発な議論が交わされた。参加者は、その削減と徹底管理達成のために各自が個人的に、またはその所属機関を通じて努力することを確認した。
4. これまで NGO は、地方レベル、国レベル、地域レベルにおいて、少なからぬ取り組みを行ってきたにもかかわらず、そのことは、NGOのグローバルレベルの役割に十分反映されていない。国連小型武器行動計画履行の第一義的責任は加盟国にあるが、NGOも、その経験と専門性をもって、国連小型武器行動計画の実施と強化のための国連プロセスにおいて、より重要な役割を果たすことが許されるようになるべきである。
5. 国連行動計画は、法的拘束力を持たない政治的合意だが、早急に対応が求められるこの問題に、対処の枠組みを与えてくれる。法的拘束力をもつ合意は、政治的合意より好ましいが、そのような多国間の合意には、すべての加盟国が含まれることが重要だ。
6. 小型武器の蔓延と不法な使用の問題を完全に対処するには、供給面と需要面の両方を考慮する必要がある。供給面では、小型武器を禁止することができない以上、効果的に、合法的取引を統制し、違法取引を根絶する努力をしなければならない。また、過剰な供給はこれを減らさなけ

ればならない。需要面では、紛争の根本原因、貧困、人間の安全保障の欠如を含む様々な要因に対処しなければならない。

7. 現場で活動する NGO は、小型武器が、紛争後の復興と開発に重大な悪影響を与えることを認識している。彼らはまた、非合法的な小型武器の回収は開発の促進、法的整備とともに、適切な軍縮教育と治安セクター改革に基づかなければならないことを知っている。

8. 日本の市民社会は、被害国、被害地域の NGO の能力開発を行い、彼らが小型武器問題に対処できる力をつけることに努力すべきである。また、日本政府が、国連行動計画の実施において一層努力するよう協同していくべきである。

9. 各国の NGO は互いに連携し、小型武器問題解決への市民参加の重要性を訴え、この問題の解決を目指した活動に取り組むべきである。

猪口 邦子
上智大学法学部 教授

柳瀬 房子
特定非営利活動法人 難民を助ける会 理事長